

平成29年8月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成29年8月10日（木）
開会：午前10時00分 閉会：午前10時40分
- 2 開催場所 大津市市民文化会館
- 3 会議次第
○7月定例会、臨時会議事録承認
○教育長報告 報告なし
○議案第91号 平成30年度市立小中学校教科用図書採択について
○議案第92号 大津市歴史博物館収蔵品に係る諮問について
- 4 出席委員
桶谷教育長、日渡委員、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 会議に出席した説明員
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、南堀教育総務課長、脇学校教育課長、樋爪歴史博物館長
- 6 会議に出席した事務局職員
伏見教育総務課副参事、西本同課主事、人見学校教育課長補佐、藤井同課副参事、山崎同課指導主事、谷同課指導主事
- 7 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 19人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が8月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

7月定例会及び臨時会議事録承認 承認

○議案第91号 平成30年度市立小中学校教科用図書の採択について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第91号 平成30年度使用小・中学校教科用図書の採択について議決を求めるものである。

まず、本市教科用図書選定審議会（以下、「審議会」という）の日程及び答申に至る経緯を説明する。

今回、小学校「特別の教科道徳」については8つの発行者の6学年分である48冊が、小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書については30冊が調査対象であった。審議会は、5月30日から7月31日までで計4回開催し、6名の審議会委員に教科用図書の調査研究と推薦図書の選定をいただき、答申に至っている。

次に、今年度改善した点を説明する。

道徳の教科用図書の発行者名にマスキングを施し、ア者、イ者という記号にして、発行者が不明な状態で研究並びに協議を進めた。また、今回、観点別に数値評価を行った。その採点結果については、資料6に示したとおりであり、記号と発行者名の対照表は、資料7に掲載をしているとおりである。

次に、道徳の教科用図書に関して、審議会における主な協議内容について報告する。

まず、道徳の授業における子供の学習状況の把握及び教師の指導方法について議論がなされ、特に附属のノートを活用について様々な意見があった。例えば、ノートの活用により、教師が児童の学習状況を把握し、さらに児童自身が自己の考えを整理したり、その変容を振り返ることができる。また、教師が児童の成長の記録としてノートを活用し、評価に生かすことができるという良い点がある、という意見があった一方で、その反面、書くスペースの大きさが定められていたり、発問内容があらかじめ規定されていることで、教師の指導の方向性や児童の活動が限定されないかという意見もあった。

次に、大津市として、いじめをどう扱っていくのかということについては、いじめ問題を直接的に取り上げている点を良いと捉えるのか、あるいは、他者理解など総合的な表現が良いのか、という議論があったが、漠然とした表現ではなく、いじめを明確に取り扱っているほうが大津市として良いのではないかという意見が挙がった。

審議会からの答申については、平成30年度使用の小学校特別の教科道徳の推薦教科書の発行者名は日本文教出版、教科書名は「小学校道徳 生きる力」である。

推薦理由として、次の3点であった。

1点目は、各学年とも、いじめ未然防止に資する教材やコラムを多く掲載しており、かつ学期ごとに、「人とのかかわり」というテーマで、まとめて学べるように配置されていること。

2点目は、いじめの構造図を掲載して、いじめの問題への正しい認識を促すなど、問題解決のために必要な児童の道徳的な実践力の育成に寄与することが期待されること。

3点目は、附属の「道徳ノート」を活用して、児童が自分の考えや友達のことを書き込むことによって多面的、多角的な考え方に気づき、学習を継続的に深めていくことができること。

続いて、平成30年度使用小学校教科用図書、及び同中学校教科用図書については、法令により、4年間同一の教科書を採択することと定めているため、小学校特別の教科道徳以外は、本年度使用している教科用図書を採択しようとするものである。

次に、平成30年度小学校特別支援学級で使用する教科用図書、及び同中学校特別支援学級で使用する教科用図書についても、複数の一般図書を選定の上、採択することとしたい。弱視

学級の児童・生徒に対しては、通常学級用の教科用図書を拡大した拡大図書や文字を点訳した点字教科書を使用できることとしており、また、どの子供にとっても扱いやすい教科書を選択するというユニバーサルデザインの観点から、色覚異常模擬フィルター、もしくは同様な検証を行うことができるソフトウェアを使用し、調査研究を行った。

【質 疑】

○壽委員 教科書の評価において、観点別の集計結果の表があるが、観点がそれぞれどういったものかを教えてほしい。

○脇学校教育課長 AからFまであり、Aが基礎的・基本的な知識・技能、Bが思考力・判断力・表現力、Cが学びに向かう力や人間性の涵養、Dが多様な学びへの対応、Eが基本的人権の保障にかかわること、そしてFが表現や色彩等、児童・生徒にとって見やすくという、いわゆるユニバーサルデザインについての評価である。E、Fというのは本市独自のものである。

○日渡委員 観点の説明があったが、Cの観点については新しく入った観点ではないか。

○脇学校教育課長 新学習指導要領に基づいて、新しく加わったものである。

○日渡委員 この新しい観点についてはどういう形で審議会へ説明したのか。

○脇学校教育課長 県のほうから調査研究にかかわる資料ということで提供があったため、それに基づいてAからDについて説明した。

○八田委員 審議会の答申にあたって、この6つの観点で一つひとつ細かく評価していただいているが、特にEの観点である基本的人権の保障、命の大切さという点は、道徳の教育にとって大切なポイントだと思う。答申された文教出版のものは、この観点でも全ての委員が最高得点をつけており、好ましい結果であると思う。

○日渡委員 研究段階及び審議の段階から、非常に時間をかけて、じっくり見ていただいたということには感謝をしたい。但し、評価方法について聞きたい。観点ごとに、1点から3点までで評価するというので、委員個人の中では、観点ごとに点数の基準はしっかりしているのは間違いないと思うが、委員6人の評価点数を見ると、この6人の基準は必ずしも一致していないと思われる。簡単に言うと、全体的に高い点数をつける傾向がある人と、低い点数をつける傾向がある人がいる。そうなってくると、総合得点で比べるという場合、3点が多い人と1点が多い人では、その人の持ち点、1点の重みが違ってしまう。その危険性というか、そのあたりは、評価にあたって勘案しているか。

○脇学校教育課長 ご指摘のとおり、この審議委員の6名の方におかれては、厳しく評価をする方と、多く点数をつける方と、2つ大きく分かれるかと思う。従い、その委員一人ひとりの1点の重みについて、もう一度換算の上再度確認をしたが、それでも、推薦図書については変わらなかった。

○日渡委員 もう一度確認するが、1点の重みを加味した別な方法とっても、最高得点を取った図書、つまり推薦図書が変わらなかったということでよいか。

○脇学校教育課長 そのとおりである。

○桶谷教育長 私から1点申し上げる。審議会の冒頭にも申し上げたが、今回の特別な教科道徳が、領域から教科になった理由というのは、1つは、本市の大きいじめ事案が大きく影響していることは確かであり、そのことを考えたときに、本市の道徳教育のあり方というのは非常にこれから大きく変わってくるだろうと思っている。これからの道徳は、「考える道徳」「議論する道徳」と言われ、大人の一方的な価値観を子供に押しつけるのではなくて、多様な考えを許容し、自分の道徳的な価値を自分なりに考え、周りの状況を見ながらこれを実践していく力が大切である。そういった実践力をどのように子供たちに身につけさせていくのか。いじめが起こったとき、自分はどのように判断し、行動したらいいのかということを、自らが積極的に考え、最終的にそれを表現できるところまでできれば良いと考えているが、審議会の中で、考える道徳や議論する道徳について、どういう議論があったか教えてほしい。

○脇学校教育課長 まず、考える道徳、協議する道徳、あるいは話し合う道徳というところで、子供たちがその教材あるいは資料と出会ったときに自分の思いを表出できるような工夫が要るだろうという意見があった。今回推薦する図書は、ノートがついているというところで、そこにまずは自分の思いを書きあらわすことができ、また、それに基づいて友達と、あるいは

隣に座っている人と考えを交流することができる。更に、ノートの有効に使うことで子供たちがその自分の考えを書く、あるいは友達のことを聞いて、友達のことをそこに記すことで自分はどんな考えが最初と最後で変わったかという、変容も見てとれるのではないかという議論があった。

○桶谷教育長 ノートがあるということの利点は理解できるが、ノートがあることによる授業展開におけるデメリットの部分というのは議論されたか。

○脇学校教育課長 ノートには、発問という形で、これについてはどうかというような具体的な言葉が書かれているため、これがあることによって、教師が指導する時に、その問いや議論、考えが限定され、多様な授業展開の方向性が狭まってしまうのではないかという懸念も議論された。

○日渡委員 特別支援学級使用教科書について、一部の図書について、従来の図書に換えて採択する理由は何か。

○脇学校教育課長 廃版になっているものがあるため、それに換えて別の教科書を採択する主旨である。

○日渡委員 では、純粋に図書を追加するものについては、その理由は何か。

○脇学校教育課長 各小・中学校で子供の実態に応じて選べる教科用図書を増やすという主旨である。

○日渡委員 廃版になれば、当然新しいものにかえて採択する必要があるから理解できるが、純粋に追加する分については、今年度なぜこんなに増えるのか。

○脇学校教育課長 突然廃版になることもあることから、種類を豊富に用意しておくためである。

○日渡委員 言い方を変えると、子供の実態というのは一人ひとり違うので、選べる種類がいっぱいあったほうがいいのは間違いないが、ではなぜ去年もっと多く選べなかったのか。色々な子供がいるのはわかっていることなので、選べる種類をなるべく多くする努力は、今年度に限らず従前から、また将来に向けてもすべきであるということをおきたい。

○脇学校教育課長 承知した。

○前田委員 観点の話に戻るが、Eの観点である基本的人権を尊重し、生命の尊さを大切にするとともに、さらなる人間関係と社会性を育む、本当に適したものであるということについては、先ほどの説明にあったように、ノートを使って大津市に必要な実践力の育成ができ、考えが深められるということで、大津市に合っているものを選ぶ議論がなされたかと理解した。では、Fの観点であるユニバーサルデザインについては、どういう議論がなされたかにつき教えてもらいたい。

○脇学校教育課長 文字の大きさや、あるいは紙面の構成等で、例えば低学年であれば文字の大きい方が良く、あるいは高学年でも細か過ぎず適度な大きさや分量などといったものが議論された。また、色合い等についても検討された。

○桶谷教育長 ルーペ等を使って、色合い・色彩がしっかりと出ていて色覚異常の子供たちにとっても適切な教科書になっているかどうかや、分量の多さなどについて、配慮されているかを客観的にどう判断するかに関して議論がされたか、教えてほしい。

○脇学校教育課長 教科書の中に、ユニバーサルデザインが示されているというマークが付随されているため、それで確認できるという認識があった。

○桶谷教育長 審議会の委員は、そのマークがどういうマークで、どういうことを示しているかにつき、共通理解をされて議論されたということによいか。

○脇学校教育課長 そのとおりである。

○壽委員 今回選ばれた道徳の教科書につき、2点お聞きしたい。1点目は この教科書にはノートが附属している点を重視されたというのだが、他の教科書にはノートは附属していなかったのかということ。2点目は、この教科書では、いじめの取り上げ方が優れているというのが推薦理由となっているが、それは観点で言うとEに反映されているのかということ。

○脇学校教育課長 1点目につき、ノートは、他の教科書で附属しているものもある。2点目については、そのとおりである。

○壽委員 そうすると、ノートの体裁や内容を見ても、やはりこの教科書が一番すぐれていた

という議論になったのか。

○脇学校教育課長 まず、教科書自体の内容について議論がなされ、実際に授業を進めるに当たってノートについての議論もあったというものである。ただ、他の教科書会社と比べて、例えば友達の見解を記入するという欄や、あるいは子供たちが書くスペースの大きさなどは、この教科書が優れている点という議論があった。

○桶谷教育長 私の意見だが、この教科書については、どこかの学年におけるいじめ問題の記述に少し不満というか、まだ十分ではないと感じている。というのは、本教科書では、傍観者から仲裁者へとようになっており、言葉としては優しいが、子供たちの社会の中で傍観者にならずに仲裁者になることへの転換を求めている題材がある。確かにそれはあるべきであるが、現実の子供で傍観者の子供たちが、いじめが起こった時に、自分が行ったらまたいじめられるから、いじめを止めに入れないとしたら、それはダメなことだ、というメッセージだけが残ってしまう。これは、やはり私は不満であり、中途半端であるように思う。そんなときに、教師の力量もあるが、傍観者が仲裁者になれなくても、その雰囲気を変えたり、話を変えることによって、それ以上いじめを進行させなくすることができたり、いじめられている子に優しくしたり、同じ立場に立ってあげたりという、そんな考えに至れるような指導をすることが、この教科書では教師に求められる。従い、この教科書を使っていく際に、そういったメッセージを、教育委員会としてどう伝えていくのか、議論や事務局として考えていることはあるか。

○脇学校教育課長 ご指摘いただいた点について、資料によって、あるいは教材によっては、教師の指導力が問われるところがやはりあるため、大津市教育委員会として、特に配慮を要すると考えられる部分については、指導資料という形で学校へ提示することなどを検討していく。

【採 決】 可決

○議案第92号 大津市歴史博物館収蔵品に係る諮問について

【説 明】

○樋爪歴史博物館長 議案第92号大津市歴史博物館収蔵品に係る諮問について、教育委員会の議決を求めるものである。

4点の収集につき諮問するもので、今回は寄贈を受けるものではなく、全て購入するものである。1点目は保永堂板、近江八景之内、瀬田の夕照、歌川広重画である。歌川広重は近江八景を好んでおり、全部で27種類を世に送り出している中で、保永堂板が一番写実性に優れているという評価の高いものである。近江八景は、歴史博物館には現在五景しかないが、大津市の都市計画や、地元のまちづくりなどに頻繁に活用できるものであり、いずれ八景は揃えたいと思っている。今回のものは、比較的保存状態がよいものである。

2番目、木屋仙右衛門家文書（池田家伝来）が93点である。木屋というのは大津の豪商としてよくある屋号であり、浜大津の近くの湊町に住み、和歌山の紀州藩の用材の調達をやっていたものである。この活動自体が実は大津祭の運営母体になっているということもあり、この辺りの中心地域の商業活動についてわかる貴重な資料であると判断している。

3番目、居初家旧蔵文書が68点である。これは堅田の藩主とのやりとりの手紙などが含まれており、堅田の歴史が更に判明するのではないかというものである。

4番目の琵琶湖天然瓦斯縁起、これは昭和21年、戦後直後に出来た一巻である。滋賀県下各地で、明治時代などから、天然ガスの掘削のようなものが始まっていた可能性があるが、本巻物は、大津あるいは近江に関する新しい天然ガスの資料である。

これら4点について、大津市歴史博物館収蔵品収集審査会へ諮問するものである。

○日渡委員 今さらだが、この収集に当たっては、どこに着目するのか。

○樋爪歴史博物館長 収集方針として、近江あるいは大津の歴史の特徴がわかるものという中で、1つは近江八景、大津絵や仏教関係の資料という大きな柱と、もう1つは庶民の活動のわかる資料という柱と、2つを掲げ、予算の範囲内で、大津市の歴史の1ページになるものを選

扱するようにしている。

○日渡委員 審査会の所掌事務は、「資料の収集に関して必要な事項について調査、審議し」ということであるが、収蔵品を選ぶ段階から調査、審議するのか、諮問があって始めて調査、審議するのか。

○樋爪歴史博物館長 アドバイスはいただくことはあるが、審査会の主な役割は、こちらから諮問したものに対し、その真贋を見極めたり、値段が適当であるかなどを審議することである。

○日渡委員 ということは、どういうものが欲しいかということは、事務局である歴史博物館が主として決めるという理解でよいか。

○樋爪歴史博物館長 そのとおりである。

○日渡委員 これら収集物は、どのように世に出回り、手に入れる機会が巡ってくるのか。

○樋爪歴史博物館長 古物商などの業者から、年に何回か、売立目録が来るものである。その中で、全部調べ上げ、先ほどの方針に合うものを判断している。

○日渡委員 今回、4点のうち2点は文書だが、文書は、収蔵した後どのように扱うのか。

○樋爪歴史博物館長 まず目録を作成し、中身を抜き出し、展示できるものは展示している。

○日渡委員 文書というのは、見た目よりも中に書かれていることが重要だと思うが、そのあたりは事務局としてどのようにアプローチしているのか。

○樋爪歴史博物館長 できるだけ解読をして、意識をして、市民の方にもわかりやすいように伝えることや、古文書講座などで大津市民の方に親しんでもらうことで、中身を生かしている。

【採 決】 可決

閉会 教育長が8月定例会の閉会を宣言